

「AITalk(R) Web API」 利 用 申 込 書

株式会社エクスリンクがアプリケーション・サービス・プロバイダとして提供する、音声合成変換サービス「AITalk(R) Web API」
利用規約に定める各条項に同意して利用申込をします。 申込年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

※ 必須 (新規 ・ 変更) いずれかを○で囲んでください。

【申込者】

<住 所:必須 _____ >

<会社名:必須 _____ >

<代表者:必須 _____ >

[印]

【利用期間・料金】

ご利用開始希望日 : _____ 年 _____ 月 _____ 末日 ※2ヶ月単位でお申し込みください。

(注)お申し込み期間が16日～末日開始の場合は初回申込期間は1.5ヶ月となり、1日～15日開始の場合は、2ヶ月となります。 キャンペーン等でのご利用を希望される場合は、フリープランとして別途お見積りいたします。

申 込 み	サービスプラン	基本合成文字数	基本料金/月(消費税別途)	追加料金(*3)
<input type="checkbox"/>	ミニプラン(*1)	月間 15,000 文字まで	5,000 円/月	@0.5 円/文字
<input type="checkbox"/>	ベーシックプラン(*2)	月間 200,000 文字まで	50,000/月	@0.3 円/文字
<input type="checkbox"/>	フリープラン	別 途	別 途

*1: 契約開始日が 16 日～末日の場合、初月の基本合成文字数は、7,500 文字まで基本料金は 2,500 円(消費税別途)となります。

*2: 契約開始日が 16 日～末日の場合、初月の基本合成文字数は、100,000 文字まで基本料金は 25,000 円(消費税別途)となります。

*3: 基本合成文字数を超えた場合には、追加文字数に応じて追加料金(翌月請求・別途消費税)が発生します。

【お支払方法】

株式会社エクスリンクもしくは販売代理店の請求書に基づき2ヶ月前払でお支払いください。

追加料金が発生した場合は翌月清算となります。

【ご連絡先】

<利用部署名: _____ > <利用責任者名:必須 _____ >

<ご担当者:必須 _____ >

<ご住所:必須 _____ >

<e-mail:必須 _____ > (注)お申込み承諾の通知は左記アドレス宛に発信します。

<電話/FAX:必須 _____ >

【特記事項】 (個別特約および秘密情報等を定めた場合は、その旨を記載)

※ 本サービスでは音声ファイル単体での再販ならびに第三者への譲渡・貸与は禁止されています。
※ 本サービスではテレビ・ラジオ等のマス媒体を経由しての宣伝用途での使用は禁止されています。
※ AITalk は株式会社エーアイの登録商標です。

〒103-0013 株式会社エクスリンク 東京都中央区日本橋人形町 1-1-22 恩田ビル TEL:03(5614)5555

<送信先> ①info@exlink.co.jp ②FAX:03(5614)5556

“A I T a l k (R) W e b A P I” サービス

利 用 規 約

株式会社エクスリンク

東京都中央区日本橋人形町1-1-22

利用規約

<2011年11月24日現在>

第1章 総則

(利用規約の適用)

第1条 株式会社エクスリンク(以下「当社」という)は、音声合成変換サービス Web API サービス“AITalk(R) Web API”をこの利用規約(以下単に「利用規約」という)に基づき提供します。

(定義)

第2条 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービスー利用規約に基づき当社がアプリケーション・サービス・プロバイダとして提供する、音声合成変換サービス「AITalk(R) Web API」
- (2) 契約者ー利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
- (3) 利用契約ー利用規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
- (4) 利用契約等ー利用契約及び利用規約
- (5) 契約者設備ー本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (6) 本サービス用設備ー本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (7) 本サービス用設備等ー本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
- (8) 消費税等ー消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課
- (9) ユーザーIDー契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
- (10) パスワードー契約者とその他の者を識別するために用いられる符号

(契約者への通知)

第3条 当社及び販売代理店から契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社及び販売代理店が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社及び販売代理店から契約者への通知を電子メールの送信又は当社及び販売代理店のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。
3. 当社及び販売代理店からユーザーIDならびにパスワードの通知を送付した契約者のメールアドレス宛てに、当社及び販売代理店が提供するサービスに関連した、新機能、キャンペーン、新サービス等に関する案内のメールを送付することを承諾しているものとみなします。

(利用規約の変更)

第4条 当社は、利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用規約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。

2. 当社は、前項の変更を行う場合は、14日の予告期間において、変更後の新利用規約の内容を契約者に通知するものとします。

(権利義務譲渡の禁止)

第5条 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

(合意管轄)

第6条 契約者と当社及び販売代理店の間で訴訟の必要が生じた場合には東京地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

(準拠法)

第7条 利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

(協議等)

第8条 利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は、誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第2章 契約の締結等

(利用契約の締結等)

第9条 利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社もしくは販売代理店所定の料金支払い方法で支払いを行い、当社がこれに対し所定の方法によりURL及びパスワードならびにユーザーIDもしくはAPI仕様の通知を発信したときに成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は利用規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が利用規約の内容を承諾しているものとみなします。

2. 利用契約の更新は、契約者が当社及び販売代理店所定の料金支払い方法で、契約終了10日前までに更新に係る料金支払いを行い、当社及び販売代理店がこれに対し所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
3. 当社及び販売代理店は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者及び契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用の更新契約を締結しないことができます。
 - (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
 - (2) 利用申込書又は利用変更申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
 - (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき

(4)過去に利用契約等に違反していることが判明したとき

(5)その他当社が不相当と判断したとき

(変更通知)

第10条 契約者は、その商号若しくは氏名、名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他の契約者に関わる事項に変更があるときは、当社若しくは販売代理店の定めるメールアドレスにアクセスして変更予定日の10日前までに当社に通知するものとします。

2. 当社及び販売代理店は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(一時的な中断及び提供停止)

第11条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

(1)本サービス用設備等の故障により保守を行う場合

(2)運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合

(3)その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。

3. 当社は、契約者が第15条(当社からの利用契約の解約)第1項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

4. 当社及び販売代理店は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとし、受領した料金の返金に応じることはないものとします。

(利用契約内容の変更)

第12条 当社及び販売代理店は、本サービスの利用期間満了の14日前までに、契約者に利用契約の変更内容を通知することにより、更新後における本サービスの種類、内容及び利用料金その他利用契約内容を変更することができるものとします。

(利用契約の解約)

第13条 当社及び販売代理店は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。

(1)監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合

(2)利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合

(3)利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合

(4)本サービスを公序良俗に違反する事に利用したと当社が判断した場合

(5)本サービスにおける知的財産権をリバース・エンジニアリング、逆アSEMBルまたは逆コンパイルしたと当社が判断した場合

- (6) 知的財産権に関わるソースコードを入手しようと企画したと当社及び販売代理店が判断した場合
- (7) 過去に利用契約等に違反していることが判明したとき

(本サービスの廃止)

第14条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

- (1) 廃止日の45日前までに契約者に通知した場合
- (2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

第3章 サービス

(本サービスの利用期間と内容)

第15条 契約者が具体的に利用できる本サービスの期間は、利用契約にて定めるものとします。

2. 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。

- (1) 第29条(免責)第1項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) 音声の再生を行う機器の性能値に起因する再生不具合が生じる場合があること
 - (3) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること
3. 本サービスの内容は利用契約で定めるものとし、次の事項については、利用契約において明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供を約さないものとします。
- (1) ソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等
 - (2) 本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問合せ
4. 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

(本サービスの提供区域)

第16条 本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

(再委託)

第17条 当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先(以下「再委託先」といいます。)に対し、第26条(秘密情報の取り扱い)及び第27条(個人情報の取り扱い)のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第4章 利用料金

(利用料金の支払方法)

第18条 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。なお、次の各号の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

- (1) 当社及び販売代理店が指定する銀行口座に利用10日前までに支払うものとします。
- (2) その他当社及び代理店が定める支払方法により支払うものとします。

2. 当社及び販売代理店は、如何なる理由であっても、一度受領した料金の返金に応じることはないものとしします。

第5章 契約者の義務等

(自己責任の原則)

第19条 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者(国内外を問いません。本条において以下同じとします。)に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとしします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様としします。

2. 本サービスを利用して契約者が提供又は伝送する情報(コンテンツ)については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとしします。
3. 契約者は、その故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとしします。

(本サービス利用のための設備設定・維持)

第20条 契約者は、自己の費用と責任において、契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとしします。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとしします。
3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとしします。
4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

(ユーザID及びパスワード)

第21条 契約者は、ユーザID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとしします。ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとしします。契約者のユーザID及びパスワードによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなすものとしします。

2. 第三者が契約者のユーザID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、当該行為により当社が損害を被った場合、契約者は当該損害を補填するものとしします。

(バックアップ)

第22条 契約者は、本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、利用契約に基づき当社がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、当社はかかるデータ等の保管、保存、バ

ックアップ等に関して一切責任を負わないものとします。

(禁止事項)

第23条 契約者は、本サービスの利用に関して以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社及び販売代理店若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
 - (2) 他人の名誉、社会的信用、プライバシーを侵害する恐れのある音声を送信する行為
 - (3) 本サービスで作成した音声ファイルをテレビ・ラジオ等のマス媒体を経由しての宣伝用途で使用する行為
 - (4) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - (5) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (6) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
 - (7) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
 - (8) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
 - (10) 第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある音声を送信する行為
 - (11) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (12) 猥褻、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、暴力的な音声等を送信する行為
 - (13) 差別につながる民族、宗教、人種、性別、年齢にあたる音声等を送信する行為
 - (14) 自殺、自傷、違法薬物の使用・勧誘・誘発・助長にあたる音声等を送信する行為
 - (14) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する音声を送信する行為
 - (16) 性的交渉の勧誘にあたる音声等を送信する行為
 - (17) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社若しくは販売代理店に通知するものとします。
3. 当社及び販売代理店は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。ただし、当社及び販売代理店は、契約者の行為又は契約者が提供又は伝送する(契約者の利用とみなされる場合も含みます。)情報(データ、コンテンツを含みます。)を監視する義務を負うものではありません。

第6章 当社の義務等

(善管注意義務)

第24条 当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

(本サービス用設備等の障害等)

第25条 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、ホームページにその旨を掲載するものとします。

2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
4. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第7章 秘密情報等の取り扱い

(秘密情報の取り扱い)

第26条 契約者及び当社ならびに販売代理店は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下「秘密情報」といいます。)を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前項の定めに関わらず、契約者及び当社ならびに販売代理店は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
 5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等(以下本条において「資料等」といいます。)を複製又は改変(以下本項においてあわせて「複製等」といいます。)することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
 6. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第17条(再委託)所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
 7. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等(本条第4項に基づき相手方

の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。)を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。

8. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

(個人情報の取り扱い)

第27条 当社及び販売代理店ならびに契約者は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。)を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、株式会社エクスリンクが別途定める「個人情報保護方針(株式会社エクスリンクのホームページ掲載)」に準じ、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

2. 個人情報の取り扱いについては、前条(秘密情報の取り扱い)第4項、第5項、第6項、第7項の規定を準用するものとします。

3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第8章 損害賠償等

(損害賠償の制限)

28条 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとします。ただし、契約者の当社に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合には契約者が第25条(本サービス用設備等の障害等)第4項などに従い対応措置を実施したときに限り行えるものとします。なお、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

(1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去360日間に発生した当該本サービスに関わる料金の平均30日分の料金

(2) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が30日以上ではあるが360日に満たない場合には、当該期間(1月未満は切捨て)に発生した当該本サービスに関わる料金の平均30日分の料金

(3) 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均日額料金(1日分)に30を乗じた額

(免責)

第29条 本サービス又は利用契約等に関して当社及び販売代理店が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

(1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力

(2) 契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接

続環境の障害

- (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
 - (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (7) 本サービス用設備のうち当社の製造に関わらないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害
 - (8) 本サービス用設備のうち、当社の製造に関わらないハードウェアに起因して発生した損害
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (10) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・搜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - (11) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
 - (12) その他当社の責に帰すべからざる事由
2. 当社及び販売代理店は、本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。